キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅲ）	神奈川労働局	七	一一六から八まで	平成三十年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅲ）	岐阜労働局	七	一一六から八まで	平成三十年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅲ）	東京労働局	七	一一六から八まで	平成三十年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅲ）	長崎労働局	七	一一六から八まで	平成三十年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅲ）	長野労働局	七	一一六から八まで	平成三十年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅲ）	広島労働局	七	一一六から八まで	平成三十年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅲ）	福島労働局	七	一一六から八まで	平成三十年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅲ）	北海道労働局	七	一一六から八まで	平成三十年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門講習（技能Ⅰ）	岡山労働局	一一一	一一一から四まで	平成三十年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門講習（技能Ⅰ）	宮城労働局	一一一	一一一から四まで	平成三十年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門講習（技能Ⅱ）	宮城労働局	一一三	一一三から五まで	平成三十年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門講習（技能Ⅱ―1）	岡山労働局	一一三	一一三から五まで	平成三十年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門講習（技能Ⅱ―2）	岡山労働局	七	一一六から八まで	平成三十年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門講習（技能Ⅲ）	宮城労働局	七	一一六から八まで	平成三十年四月一日

官　庁　報　告

官　庁　事　項

麦の需給に関する見通しの公表について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第41条第１項の規定に基づき、麦の需給に関する見通しを平成30年３月28日付けで次のとおり定めたので、同条第３項において準用する同法第４条第５項の規定に基づき、公表する。

平成 30 年４月 16 日　　農林水産大臣　齋藤　健

麦の需給に関する見通しの策定の考え方

麦の需給については、国内産麦では量的又は質的に満たせない需要分について、国家貿易により外国産麦を計画的に輸入することとしています。

平成30年度の麦の需給に関する見通しについては、近年の総需要量や国内産麦の流通量の実績等を踏まえ、以下のとおりとします。

１―１　食糧用小麦の総需要量

近年、食糧用小麦の１人当たりの年間消費量は、概ね31～33kgで安定的に推移しており（図１）、総人口についても近年やや減少に転じているものの、ここ数年では大きな変動は見られません。

このため、食糧用小麦の総需要量(注)は、短期的な変動はあるものの中期的には安定していることから、平成30年度の食糧用小麦の総需要量は、過去７か年（平成23年度から平成29年度まで）の平均総需要量である573万トンと見通します（表１）。

(注)　食糧用小麦の総需要量は、国内産食糧用小麦の流通量及び政府からの外国産食糧用小麦の販売数量の合計から実需者（製粉企業等）の在庫数量の増減分を勘案し算出（以下同じ。）。

図１　食糧用小麦の消費量の推移（１人１年当たり）

資料：農林水産省「食料需給表」
注：平成28年度の数値は概算値である。